

トピックス (主な内容)

- 消費生活相談情報：P1～P3
  - ・成年年齢が18歳に引き下げられます!
  - ～悪質な勧誘に気をつけて～
- 消費生活教室のお知らせ：P3
- 消費者教育講演会のお知らせ：P4
- 消費生活情報：P4
  - ・フードドライブってどんなこと?



消費生活相談情報



**民法が改正され、2022年4月から  
成年年齢が18歳に引き下げられます!**  
～悪質な勧誘に気をつけて～



民法の改正



民法は20歳未満を未成年とし、法律行為の意味や効果に対する判断能力が未熟な未成年を保護してきました。未成年のあいだは契約をするときに法定代理人（一般的には両親）の同意が必要でした。「成年」になると、社会から一人前だと認められ、親の同意なく自分の判断で契約ができるようになります。

民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。これによって、18～19歳の若者も法律上は大人として扱われるようになります。契約に親の同意が必要であった子供たちが、18歳になると同時に成年となり、契約を結ぶかどうかを自分で決められるようになります。

しかし、一方で、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消す権利（未成年者取消権）は行使できなくなります。

いろいろなことができるようになるということは、自分の行動に責任を持つ、責任を負わなければならないということなのです。

18歳になったらできること(例)

- スマートフォンを契約する
- クレジットカードを作成する
- アパートを借りる
- ローンを組める
- 10年間有効なパスポートの取得ができる

女性の結婚年齢は16歳から引き上げられ、男女とも18歳になります。



20歳のまま変わらないこと(例)

- 飲酒・喫煙
- 公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇）

健康被害を防ぐためや、ギャンブル依存症や非行防止の観点から20歳のままです。

## トラブルにまきこまれないために

成年になると、自分一人でお金を借りることやクレジットカードを作ることができますから、それによって支払いができるようになり、親に言わなくても欲しいものを手に入れられるようになります。悪質業者は、成年に達したばかりの若者を狙って近付いてきます。

未熟な若者の切り札として20歳になるまで主張することができた未成年者契約の取り消しも18歳できなくなってしまうます。

成年になってから消費生活のトラブルにあわないために、成年年齢になる前に、契約についてしっかり学び、知識を蓄えておく必要があります。



18歳～19歳の未成年者からの相談を見てみましょう  
～今年の4月から18歳になったら成年。もう取り消せなくなります！～

### 相談事例 1

ネット通販で100円のダイエットサプリを初回のみのもつもりで注文した。支払いはコンビニ後払い。初回分が届き、「次回分として4か月分一括発送します。初回を含めて代金は39,000円」と書面が入っていた。定期購入というのを見落としてしまっていた。こんなに高い支払いはできないので解約したい。

センターでは、契約に法定代理人の同意がなく、成年であると偽ってもいなかったのに、未成年者契約の取り消しを主張するよう助言しました。

しかし、成年年齢引き下げ後、18歳になってからの契約では「未成年者契約の取り消し」は主張できなくなります。契約はより慎重に行わなければなりません！

### 相談事例 2

SNSで知り合ったA氏から「海外のブランド品を仕入れて転売すれば儲かる」と執拗に誘われた。カフェで取引に詳しいB氏を紹介され、「ノウハウが書かれているコンテンツ（利用料10万円）を見れば儲けられる」と言われた。お金がないと言うと「パソコンを買うと言って学生向けローンを組めばよい、借金はすぐに返せる」と言われた。

言われるままにローンを組んで10万円をB氏に渡したが、商品の仕入れ代は紹介料で稼ぐように言われた。コンテンツを友人に勧めて契約すれば1～2万円の紹介料が受け取れるが、儲けてもいないのに友人に紹介はしたくない。ローンの返済ができなくて困っている。

学生ローンは返済しなければなりませんので両親に相談しましょう。一方、コンテンツの購入に関しては未成年者契約の取り消しの主張ができますので、解約・返金を求めましょう。なお、友人・知人を勧誘する仕組みのため被害者が加害者になってしまうようなマルチ商法は、連鎖販売取引として規制され、書面交付義務があり、クーリング・オフ期間は契約書または書面を受け取ってから20日間です。

しかし、相手の連絡先がわからなければ交渉はできません。相手と連絡が取れたとしても、成年年齢引き下げ後、18歳になってからの契約では「未成年者契約の取り消し」はできなくなります。甘い話にはくれぐれも注意しましょう！

### 相談事例3

無料通話アプリの副業広告があり、「マニュアルどおりに作業すれば必ず儲かる」と勧められたので登録をした。するとすぐに相手からマニュアル代として3万円を振り込むように言われた。不審に思って検索したら、詐欺のような書き込みがあった。支払い期限が来たが、お金がないから払えないと伝えたところ、少額訴訟を起こすと言われてしまった。



センターには、情報商材トラブルの相談が、若者から多く寄せられています。通信販売は事業者の住所や連絡先、解約規定などを明示しなければならないのですが、この事例では、それらがしっかりと示されていませんでした。未成年者取り消しの主張をして、解約の意思表示をするよう、また、相手から請求があっても取り合わないよう助言しました。

この事例の場合も、成年年齢引き下げ後、18歳になってからの契約では「未成年者契約の取り消し」は主張できなくなります。必ず儲かることなどありませんので、契約は慎重にしましょう。

簡単に稼げる？必ず儲かる？  
そんなうまい話はありません！



■相談の事例はセンターホームページでご覧いただけます。

<https://www.yokohama-consumer.or.jp>

★ホームページではチャットボットを運用中です。相談の前にこちらもぜひご利用下さい。

## 消費生活教室のお知らせ

開催日	テーマ	講師	定員
1月28日(金) 14:00~16:00 (開場13:30)	《神奈川県役所共催》 <b>インターネット・スマホ(携帯電話)の落とし穴</b> ～サイト・メール・広告に潜む 素顔なき悪意～	特定非営利活動法人 NPO情報セキュリティ フォーラム 廣瀬 由美	40名
参加費無料	【会場】神奈川県役所 5階 大会議室 (神奈川県広台太田町3-8) 【交通】東急東横線「反町」駅下車、徒歩約7分／JR線「東神奈川」駅西口下車、徒歩約7分／ 京浜急行線「京急東神奈川」駅下車、徒歩約9分		

【対象】横浜市内に在住・在勤・在学の方

【申込方法】事前申込み制。令和3年12月20日より受付。定員になり次第締切

【問合せ】神奈川県役所 地域振興課「消費生活教室」担当

電話:411-7086 FAX:323-2502

※新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、中止・延期等になる場合があります。

参加される際には、事前に下記問い合わせ先に開催状況の確認をお願いします。

中止・延期等の場合はセンターホームページでもお知らせします。

## 令和3年度消費者教育講演会



# 「私たちの暮らしとSDGs」 ～エシカル消費や食品ロス等の現状と課題を共に考える～

講師：公益財団法人消費者教育支援センター

専務理事・首席主任研究員 **柿野 成美**

「SDGs」(持続可能な開発目標)は、国連で2015年に採択された、世界を良くしていくための目標です。エシカル消費は全てのSDGsの目標達成につながります。

みんなでエシカル消費を考えて身近なことから取り組んでいきましょう！

日時：令和4年2月25日(金) 13時30分～15時30分(開場13時)

会場：緑公会堂 ホール(緑区総合庁舎2階) 市営地下鉄・横浜線「中山」駅下車

対象：横浜市在勤・在住・在学の方

定員：250名 事前の申し込みは不要です。参加費無料！

共催：緑区役所 ☆当日は、**フードドライブ食品回収ボックス**を設置します！

協力：横浜市緑区消費生活推進員・資源循環局緑事務所・(公財)横浜市資源循環公社

【対象】横浜市内に在住・在勤・在学の方

【申込方法】事前の申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順です。

【問合せ】「消費者教育講演会」担当 電話：845-5640

※新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、中止・延期等になる場合があります。

参加される際には、事前に下記問い合わせ先に開催状況の確認をお願いします。

中止・延期等の場合はセンターホームページでもお知らせします。



## 消費生活情報

お歳暮の缶詰や乾物などでも



## フードドライブってどんなこと？



フードドライブとは、家庭で使いきれない食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動のことです。例えば、「お中元」や「お歳暮」などでいただいたもので、未開封(内装が破損していない)かつ賞味期限(明記されているもの)が2か月以上残っている常温保存可能なもの<sup>(※)</sup>を持ち寄ります。

※白米、玄米、小麦粉、缶詰、インスタント・レトルト食品、お菓子等を持ち寄ります。

【横浜市ホームページ・フードドライブ実施情報】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/sakugen/default2020090.html>

物価に関する  
問合せは

◎県物価ダイヤル 県消費生活課  
◎総務省統計局 消費者物価指数

企画グループ 電話：312-1121(代)

<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html>



発行 **横浜市消費生活総合センター**

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話：045-845-5640 FAX：045-845-7720

作成：公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日：1月25日

ホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp> ツイッター @yokohamasyouhi



QRコード